

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間、56年3月、61年4月から平成4年3月までの期間、5年4月から11年3月までの期間及び13年4月から16年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで  
② 昭和56年3月  
③ 昭和61年4月から平成4年3月まで  
④ 平成5年4月から11年3月まで  
⑤ 平成13年4月から16年12月まで

年金事務所の記録が信用できないので、私の国民年金の未納期間について、全て調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金事務所の記録が信用できないので、私の国民年金の未納期間について、全て調査してほしい。」と主張しているものの、申立人から事情を聴取しても、「A市にいた頃に国民年金の加入手続を行うため、市役所に行ったことはあるが、国民年金保険料については、誰が納めていたかよく覚えていない。証言してくれる人もいない。」と供述しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、全ての申立期間について、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により確認したが、いずれも国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、相互の記録は一致している。

さらに、申立期間①及び②については、申立人と同居していた元配偶

者も国民年金保険料未納期間となっているほか、申立期間③から⑤までの期間については、オンライン記録により、平成3年5月、5年5月、6年5月、7年5月及び15年4月において、国民年金被保険者の不在決定がなされていたことが確認でき、当該期間のうち、3年4月から4年3月までの期間、5年4月から8年3月までの期間及び15年4月から16年3月までの期間の保険料に係る納付書については、申立人に対する送達が不能であったと推認されることから、申立人はこれらの期間の保険料を納付することはできなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から47年3月まで

ねんきん定期便により年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、年金事務所に保険料の納付記録を照会したが、申立期間については納付事実が確認できない旨回答を受けた。

私は、昭和47年12月に結婚するまで、A町（現在は、B市）に住んでおり、私が20歳になった46年\*月頃に、母が国民年金の加入手続をし、毎月、役場職員が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、母が保険料を納付してくれたはずである。

また、昭和48年1月にC村役場に入籍届を提出した際、役場から46年度分の国民年金保険料が納付されていないことを知らされ、実家の母に相談したところ、母がA町役場へ領収書を持参して確認しに行ってくれることになり、母からは、「20歳の時から2年間分は納めているから、何も心配しなくていい。」と言われたことを覚えている。

それにもかかわらず、申立期間について、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年\*月頃に、母が国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者カードにより、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年4月17日以降に申立人の実家があるA町から旧姓で払い出され、20歳に到達した46年\*月\*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該被保

険者カードには、申立人の 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間について、保険料納付済みを意味する「納付」の表示が押印されていることが確認できることから、当該期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出時点では、市町村において現年度納付が可能であることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、この頃に行われたものと考えられる。

また、申立人は、「国民年金保険料は、毎月、役場職員が自宅に集金に来ていた。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付によることとなるが、制度上、市町村では取り扱うことができないことから、その主張とは符合しない上、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者カードを確認したが、申立期間について、保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、A 町の国民年金被保険者カードの資格取得欄には「もれ」と記載されており、申立人の 20 歳到達時に国民年金の加入手続が行われていなかったことがうかがわれるところ、申立人が婚姻により昭和 48 年 2 月 2 日に C 村に住民票を異動した後に、申立人の旧姓で A 町から同年 4 月 17 日以降に国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

その上、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から34年4月26日まで  
申立期間について、日本年金機構のお知らせはがきでは、脱退手当金を支払った期間として通知があった。

私は、昭和26年にA社に勤務、33年\*月に長男を出産し34年4月に子育てのため退職した。その後、同社からB業務従事者が足りないとの連絡があり、34年10月から臨時職員、35年1月から正職員として37年9月まで勤務、その退職時に脱退手当金等の説明を受け、35年1月1日から37年9月11日までに係る請求手続を事務員がやってくれた記憶があるが、申立期間に係る脱退手当金は受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和35年1月1日から37年9月11日までの期間についても、申立事業所における厚生年金保険被保険者期間があり、その期間に対しても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から46日後の昭和34年6月10日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が退職した昭和 34 年の前後 3 年間に申立事業所を退職し、脱退手当金の支給記録がある 20 人(申立人を含む)のうち 18 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給されている上、そのうち連絡の取れた二人は、「退職時に具体的な説明は無かったが、脱退手当金の請求手続は事務員が代行した。」と証言しているところ、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。